

総務事務センター業務委託契約書（案）

委託者栃木県（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇（以下「乙」という。）とは、総務事務センター業務委託について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、甲が別に定める「総務事務センター業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和6（2024）年9月1日から令和9（2027）年8月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇円）とする。

2 前項の委託料の支払いは月払いとし、別表「委託料支払金額整理表」のとおりとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、この契約書に定めるもののほか、仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を処理するものとする。

（委託業務の実施場所）

第6条 委託業務の実施場所は、栃木県総務事務センター内とする。

（施設、機器等の使用）

第7条 甲は、本業務を処理するために必要と認める範囲で、施設、機器等（以下「機器等」という。）を無償で乙に使用させることができるものとする。

2 乙は、前項の機器等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により使用を認められた機器等を別記「機器等使用条件」に従い適切に使用するものとする。

（管理責任者等の選任）

第8条 乙は、本業務を実施するにあたり、乙を代理する管理責任者1名及び管理責任者の職務を補助する副管理責任者を3名それぞれ選任し、業務管理等を行うものとする。

2 乙は、前項の管理責任者及び副管理責任者を選任したとき又は変更したときは、甲に対し「管理責任者等選任届」により報告するものとする。

3 甲は、本業務の履行に係る委託者としての注文、指示等を、乙の選任した管理責任者（管理責任者が不在の場合は副管理責任者）に対して行うものとする。

（業務従事者の監督）

第9条 乙は、前条第1項で定めた管理責任者に、本業務に従事する乙の従業員（以下「業務従事者という。」）に対する業務履行に関する指揮監督を行わせるとともに、甲との連絡調整にあ

たらせるものとする。

(業務処理状況の報告及び検査)

第 10 条 乙は、当該月の業務完了後、その翌月の 10 日までに当該月分の業務実績報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の業務実績報告書の提出を受けたときは、その日から 10 日以内に業務実績報告書の内容を検査しなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第 11 条 乙は、前条第 2 項に規定する検査に合格したときは、甲に委託料を請求するものとする。

2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第 12 条 甲の責めに帰すべき事由により前条第 2 項の支払期限までに委託料を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、委託料に対し、年 2.5 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額とする。

(債務不履行の場合の損害金)

第 13 条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、その損害に相当する金額を損害賠償として請求することができる。ただし、その債務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(一般的損害)

第 14 条 委託業務の実施中に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第 15 条 乙は、甲の指定する期日までに、当該会計年度の業務を完了できない場合は、甲に対して遅延損害金を支払うものとする。ただし、その完了できないことが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延損害金の額は、その期日の経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第 3 条の委託料のうち当該会計年度の委託料に対し年 2.5 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

3 甲に生じた損害額が第 1 項の規定による遅延損害金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

(機密保持)

- 第 16 条** 甲及び乙は、委託業務の遂行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、甲が所有するデータ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 乙は、業務従事者等に対し、機密保持に関する教育を行い、前項の義務を遵守させる責任を負うものとする。
- 4 前3項の義務に違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報保護)

- 第 17 条** 乙は、本契約による業務上知り得た個人情報の取扱いについて、本契約期間中はもとより契約終了後も、不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならず、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。
- 2 乙は、管理責任者、副管理責任者及び業務従事者（以下「業務従事者等」という。）に対し、前項の義務を周知するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。
- 3 前2項の義務に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、本契約を締結するに当たり、あらかじめ甲に対し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること、又は一般財団法人日本品質保証機構から JIS Q 15001 の認証を受けている者であることを明示しなければならない。
- 5 乙は、前項により明示したプライバシーマーク又は JIS Q 15001 認証について、本契約期間中に有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(業務の調査等)

- 第 18 条** 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して本業務の実施状況につき、調査を行い、又は報告を求めることができる。
- 2 甲は、前項の調査又は報告により必要と認めたときは、本業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができる。
- 3 乙は、業務遂行上、機器等の瑕疵、欠損等を発見したときは、その旨を速やかに甲に報告するものとする。

(事故等の報告)

- 第 19 条** 乙は、本業務を処理するために甲が用意した資料等、機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、その他の事故が発生した場合には、直ちに事故の拡大の防止、復元等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の義務を業務従事者等に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。
- 3 乙は、前項の事故等が発生した場合には、遅滞なく詳細な経過報告及び今後の対処方針を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第 20 条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(契約変更)

第 21 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(催告による解除)

第 22 条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
 - (7) 乙がこの契約に違反したとき又は乙がこの契約に違反するおそれがあると甲が認めたとき。
- 2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び第 1 項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 24 条 前 2 条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託料の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、その契約の解除が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 甲に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

3 前 2 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

(予算削減に係る契約の解除等)

第 25 条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料について減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、乙は、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第 26 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第 77 条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(賠償額の予定)

第 27 条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として委託料の 100 分の 20 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 乙が、独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の

基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、乙は超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第28条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務をあらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第80条第1項に基づく確認を行い、支出命令確認の登録を行った時点で生ずるものとする。

(権利の帰属)

第29条 本契約に基づき、乙又は業務従事者等が作成し、又は得た成果その他委託業務を実施する上で作成した一切の記録、資料等(以下「成果物等」という。)についての一切の権利は甲に帰属するものとする。

2 乙は、甲の書面による承認を得たときは、成果物等を使用し、若しくは複製し、又は公表することができる。

(変更の届出)

第30条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが乙に到達したものとみなす。

(労働関係法規の遵守)

第31条 乙は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)等の労働関係法規を遵守しなければならない。

2 乙は、甲が求めるときは労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。

3 乙は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は罰則の対象となったときは甲にその旨を報告しなければならない。

(資料等の管理)

第32条 甲は、本業務を処理するために必要と認める範囲で、情報、データベース、資料等(以下「資料等」という。)を乙に使用させることができる。

2 乙は、前項の資料等を善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ、本業務以外の用途に使用してはならない。

(契約終了時の引継ぎ)

第 33 条 乙は、本契約の全部若しくは一部が解除された場合又は契約期間が終了した場合には、甲が業務を継続して遂行できるように甲又は他者に対し、契約期間内で必要な引継ぎをしなければならない。

(契約の費用)

第 34 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第 35 条 この契約について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(信義則)

第 36 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第 37 条 乙が、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

2 上記 1 に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面により甲に通報すること。

3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの被害が発生した場合には、乙は、甲と協議を行うこと。

(疑義等の決定)

第 38 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

【書面契約の場合】 この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

【電子契約の場合】 この契約の締結を証するため、この契約書の電磁的記録を作成し、甲乙両者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和 6 (2024) 年 9 月 1 日

甲 所在地 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号

名称 栃木県

栃木県総務事務センター所長 ○○○○

印

乙 所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

名称

○○○○○○○○○○

印

※電子契約の場合「印」は省略

(別表)

委託料支払金額整理表

対象年月	月額(税抜)	月額(税込)
令和6(2024)年9月分から令和7(2025)年3月分まで	円	円
計令和6(2024)年度分	円	円
令和7(2025)年4月分から令和8(2026)年3月分まで	円	円
計令和7(2025)年度分	円	円
令和8(2026)年4月分から令和9(2027)年3月分まで	円	円
計令和8(2026)年度分	円	円
令和9(2027)年4月分から令和9(2027)年8月分まで	円	円
計令和9(2027)年度分	円	円
合計	円	円

機 器 等 使 用 条 件

(総則)

第1条 栃木県（以下「県」という。）が発注する総務事務センター業務委託（以下「本業務委託」という。）を受託した事業者（以下「受託者」という。）は、本業務委託を実施するに当たり、県から使用を承認された県が所有する機器等（以下「機器等」という。）の使用について、別段の定めのない限りこの使用条件に定める内容を適用するものとする。

(機器等の使用期間)

第2条 機器等の使用期間は、本業務委託の契約期間に準ずる。

(機器等の使用)

第3条 県は、契約締結後、受託者から機器等の使用の申請があったときは、使用の方法や数量等を審査し、適当と認めた機器等を受託者に使用させるものとする。

(機器等の返還)

第4条 受託者は、本業務委託の契約終了日に前条により県から使用を承認された機器等を県へ返還する。

(機器等の使用及び保管)

第5条 受託者は、本業務委託を遂行するために必要な範囲において、機器等を善良な管理者の注意をもって使用する。

2 受託者は、機器等を改造し、又は改変してはならない。

3 受託者は、県の承認を得ることなく機器等を所定の場所以外に移動してはならない。

(ソフトウェアの複製等の禁止)

第6条 受託者は、機器等のうちソフトウェアを使用する場合、それらソフトウェアに関して次の行為を行うことはできない。

(1) 有償、無償にかかわらず、ソフトウェアを第三者へ譲渡すること。

(2) ソフトウェアを複製すること。

(3) ソフトウェアを変更し、又は改変すること。

(情報)

第7条 受託者から県に返還された機器等の内部に情報が記録されている場合、受託者は県に対し、当該情報について、返還、修復、削除、賠償等の請求をすることはできない。

(機器等の譲渡等の禁止)

第8条 受託者は機器等を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は機器等について抵当権その他の権利を設定することはできない。

(その他)

第9条 この使用条件に定めがない事項については、双方協議の上、別に定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。